

訪問看護とは

住み慣れた家で、安心して療養生活を送れるように、かかりつけ医師の指示に基づき看護師がお伺いして、日常の看護や機能回復に役立つ看護の技術と心を提供し、利用者さんが可能な限り在宅生活を維持できるよう支援することです。

ご利用方法

【医療保険の方】
主治医にご相談ください

【介護保険の方】
介護認定を受けている方は
ケアマネージャーにご相談ください

【その他】
わからない場合は
お気軽にご相談ください



営業時間

【平日 8時30分～17時00分】

【土曜 8時30分～12時30分】

休診日

【土曜午後・日曜・祝日】

ご相談はお気軽に

【TEL:0166-74-7188】

【FAX:0166-23-0681】

〒070-0054

旭川市4条西4丁目2番1号

さくら館4F

事業所番号：0162990816号

訪問看護事業所コード：29.9081.6号



訪問看護ステーション
ô(オー)



慶友会グループ
KEIYUKAI GROUP



サービス内容

- ・ 身体的・精神的ケア
バイタルサイン測定、症状の緩和、疼痛コントロール
睡眠への援助、排泄コントロール
- ・ 日常生活ケア
食事、排泄などの介助および療養指導、身体の保清
(入浴、清拭、手足浴、洗髪、爪切り等)
寝衣・寝具交換、フットケア、療養環境の整備等
- ・ 生活の支援
認知症・難病への対処方法、服薬管理や副作用の
ご相談、生活リズムの調整方法・アドバイス等
- ・ 医療的処置と管理
点滴・注射の実施、麻薬の管理、床ずれ等の創傷処置
吸引・吸入の管理、在宅酸素療法、呼吸器管理
尿道留置カテーテル、栄養チューブ、ストマ管理等
- ・ その他
終末期・お看取りケア、緩和ケア、健康相談
医療機関との連携、24時間緊急体制(土日祝対応)

訪問看護開始までの流れ

介護保険

- ① 65歳以上で介護保険をお持ちの方
- ② 医療保険の④に該当しない方



利用ご希望の方

相談

医療保険

- ① 40歳までの医療保険加入者
- ② 40歳以上65歳未満で16特定疾病以外の方
- ③ 65歳以上で介護保険に該当しない方
- ④ 介護保険をお持ちでも
下記に該当する方
 - ・ 末期の悪性腫瘍等厚生労働省が定める疾病等の方
 - ・ 精神科訪問看護の方
 - ・ 急性増悪期等の方
 - ・ 入院中の患者の外泊日訪問看護



相談



かかりつけ医

指示書

相談・報告

訪問開始



・ 地域包括支援センター
・ 居宅介護事業者
(ケアプラン相談センター)

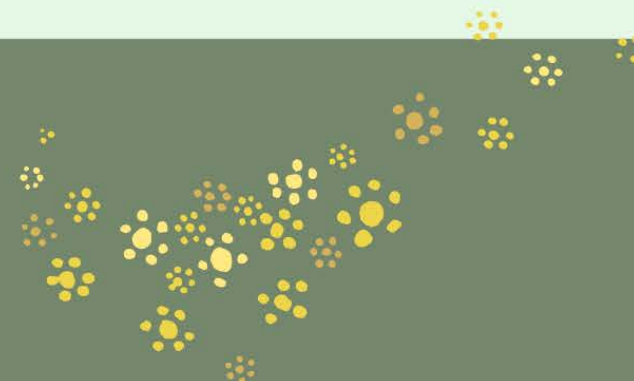
依頼・報告

訪問看護ステーション



■ 訪問エリア

旭川市内全域、
比布、愛別、東川、
東神楽、鷹栖



訪問看護ステーション Ô（オー）

こころをほどこ
地域に根ざした
在宅ケアをあなた
のもとに。



2024年 6月1日 開設

**みなさまの生活に寄り添い
充実したケアでサポートします。**

訪問看護ステーションÔ（オー）は、吉田病院を母体としております。
病院との密な連携により、医師をはじめとする様々な医療職種
のバックアップのもとみなさまの暮らしを支えます。

入院や訪問診療にも対応可能、安心の24時間緊急訪問体制、医療的処置、
緩和ケア、在宅での点滴、意思決定支援、お看取り等様々なご相談に応じます。
みなさまの毎日に負担のない生活が実現できるよう、地域のみなさまの身近な
『こころのかかりつけ』として「困った時には相談したい」と思っただけ
訪問看護ステーションを目指し日々成長し続けていきたいと思っています。



受付時間：平日8時30分～17時00分

〒070-0054 旭川市4条西4丁目 2番1号 さくら館4階

TEL.0166-74-7188 FAX.0166-23-0681

まずはお気軽にご相談ください。